

令和6年3月29日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部 企画課

企画課長 堀口 剛

課長補佐 大津 洋子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

「令和6年度埼玉労働局労働行政運営方針」の策定について

埼玉労働局（局長 久知良俊二）は「令和6年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

埼玉県では、少子高齢化や生産年齢人口の減少、人材流出等の背景から、企業における人材確保が喫緊の課題となっています。そのため、埼玉労働局は、構造的な賃上げの実現に向けた積極的な対応を行うとともに、多様な人材がその能力を生かして活躍できる環境の整備を図っていくために、令和6年度に下記の項目について重点的に取り組めます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等
- 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進
- 3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

また、埼玉労働局の労働行政運営方針の内容を国民の皆様に広く理解していただくため、「令和6年度埼玉労働局労働行政運営方針」のパンフレットを作成し、あらゆる機会に周知してまいります。

なお、令和6年度埼玉労働局労働行政運営方針は、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html